



国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各種届出書や申請書等にマイナンバーの記入が義務化されます。

平成28年1月から『資格取得・喪失の届出』、『要介護(要支援)認定の申請』、『限度額適用認定の申請』、『再交付・送付先変更の申請』、『高額療養費・療養費・高額介護サービス費・高額介護合算療養費の支給申請』などにマイナンバーを記入していただきます。

平成28年1月から申請書などに個人番号欄が設けられます

～注意～

被保険者証にはマイナンバーは記載されていません！そのためマイナンバーの分かるもの(通知カードまたは個人番号カードなど)をお持ちいただく必要があります！

※通知カード：平成27年11月末から12月にかけて、原則、世帯ごとに住民票の住所あてに転送不要の簡易書留で順次、送付されます(手続不要)

※個人番号カード：平成28年1月以降、希望する方は申請により取得できます(手続必要)

問合先 国民健康保険・後期高齢者医療保険⇒市民課 保険年金担当

介護保険⇒長寿介護課 介護保険担当

- ② 代理人が手続きする場合
次のA、B、C全てを確認いたします。
- A 本人(申請者、届出者)のマイナンバーの確認
 - B 代理権があることの確認
 - C 代理人の本人確認
- ※別表2の書類をお持ちください

- ① 本人が手続きする場合
次のA、Bの両方を確認いたします。
- A マイナンバーの確認(番号が正しいことの確認)
 - B 本人確認(番号の正しい持ち主『本人』であることの確認)
- ※別表1の書類をお持ちください

マイナンバーをご記入いただく手続きには、他人のなりすましなどを防止するため本人確認を行います。



窓口での本人確認について

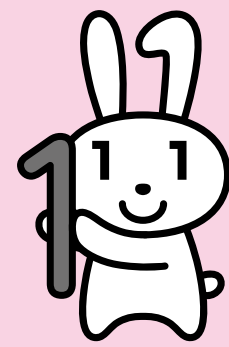
別表1 本人が手続きする場合に必要なもの

A：マイナンバー確認	B：本人確認
個人番号カード(A、B両方を兼ねる)	
通知カード または マイナンバーが記載された住民票の写し	① 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明証、住民基本台帳カードなどのうち1つ または ② 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署または個人番号利用事務実施者から発行された書類(氏名・生年月日の入った郵便物)などのうち2つ

別表2 代理人が手続きする場合に必要なもの

A：本人のマイナンバー確認	B：代理権確認	C：代理人の本人確認
本人の個人番号カード(コピー可) または 本人の通知カード(コピー可) または 本人のマイナンバーが記載された住民票の写し	委任状 または 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(法定代理人の場合のみ)	① 個人番号カード(代理人)、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明証、住民基本台帳カードなどのうち1つ または ② 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署または個人番号利用事務実施者から発行された書類(氏名・生年月日の入った郵便物)などのうち2つ

平成28年1月から 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の各種手続きにマイナンバーが必要となります！



マイナンバー

〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

その7

住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。



通知カードは11月下旬から12月にかけて順次配達されます！

皆さんのマイナンバー(個人番号)が記載された通知カードが、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から住民票の住所あてに送付されます。

- 世帯ごとに送付されます。
- 世帯主あてに簡易書留で届きます。
- 転送はされませんので、ご注意ください。
- 不在により、受け取る事ができない場合には、不在連絡票の案内のとおり郵便局へ確認の上、受け取ってください。

※住所変更などの届出の際に『通知カード』を忘れずにお持ちください。裏面に変更後の住所などの記載を行います。

※今後、市役所などの手続きの際に、通知カードが必要になる場合がありますので、大切に保管してください。

詳しくはお問い合わせください
問合先 市民課 市民窓口担当
○国のHPアドレス
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
○マイナンバーのコールセンター
☎0570(20)0178

＜通知カードと個人番号カード交付申請書＞

The image shows a notification card and an application form for a personal number card. The notification card contains personal information such as name, address, and date of birth. The application form includes fields for the applicant's name, address, and date of birth, along with checkboxes for various services and a QR code for digital verification.

※切り取って大切に保管してください。紛失等による再発行の場合には手数料がかかります。

キリトリ線

※個人番号カードを希望される方のみ申請してください。

【おもて面】

【うら面】



個人番号カードの交付を希望する場合は申請により1月以降受け取りができます

通知カードに同封される個人番号カード交付申請書により申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。申請方法については通知カードに同封される案内をご覧ください。

※個人番号カードの交付を希望しない場合は、特に手続きの必要はありません。

※初回交付は無料ですが、紛失等による再発行の場合は手数料がかかります。

※個人番号カードは即日交付されません。

住民基本台帳カードの発行終了・ 電子証明書の発行終了について

平成27年10月5日よりマイナンバー制度が開始されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付と住民基本台帳カードへの電子証明書の発行が下記の日程により終了いたします。なお、現在お使いの住民基本台帳カード、電子証明書は有効期間までお使いいただけます。

項目	申請期限	手数料
住民基本台帳カード (新規交付及び更新)	平成27年12月28日(月)16時まで	500円
電子証明書 (新規発行及び更新)	平成27年12月22日(火)16時まで	500円

■最終日は即日交付が可能な方のみのお受けとなります

電子証明書をお持ちの方は、有効期間をご確認ください

平成28年1月から交付が始まる個人番号カードには、公的個人認証サービスの電子証明書は標準搭載されませんが、交付開始当初および確定申告時期は個人番号カードの交付申請が全国より地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に集中することにより、交付までに相当な時間がかかることが予想されます。

そのため、個人番号カードの申込みを行っても交付が確定申告時期に間に合わない可能性があります。

平成28年の確定申告を電子証明書にて行う予定の方は、必ず電子証明書の有効期間をお確かめください。

ご不安の方は、平成27年12月22日までに住民基本台帳カードでの更新申請をしていただくことをお勧めいたします。

住民基本台帳カードの申請および、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新の申請方法についてはお問い合わせください。

住民基本台帳カードの有効期間

発行した日から10年間
(住民基本台帳カードの券面に有効期間が記載されています)

電子証明書の有効期間

発行した日から3年間
(住民基本台帳カードの有効期間とは異なりますのでご注意ください)

◎電子証明書の有効期間は、電子証明書の発行時にお渡しした『電子証明書の写し』で確認することができます。また、公的個人認証サービスが提供する『利用者クライアントソフト』を用いて確認することもできます。なお、利用者クライアントソフトの取得方法や利用方法に関しては、下記のサイトからご確認ください。
公的個人認証ポータルサイト：<http://www.jpki.go.jp/>

《注意》

※住民基本台帳カードと個人番号カードは同時に2枚持つことはできません。

有効期間内であっても個人番号カードの交付を受ける際には住民基本台帳カードの返納が必要になり、電子証明書も失効しますのでご注意ください。

※個人番号カードは即日交付されません。

詳しくはお問い合わせください
問合先 市民課 市民窓口担当